

# Harecaカード取扱規則

## 第1章 総 則

(目 的) 第1条 この規則は、社団法人岡山県バス協会加盟ICカード乗車券導入事業者のバスならびに、岡山電気軌道株式会社の路面電車(以下、各社という。)がICカードを媒体としたICカード乗車券(以下「Harecaカード」という)の利用者に提供するサービス内容と、利用者がこのサービスを受けるための利用条件を定めることを目的とします。

(適用範囲) 第2条 各社が発行するHarecaカードによる各社路線に係る旅客の運送等については、この規則の定めるところによります。2Harecaカードの取り扱いについて、各社バス会社の運送約款及び岡山電気軌道営業規則に定めのない場合または、各社バス会社の運送約款及び岡山電気軌道営業規則と異なる取り扱いの場合はこの規則が優先されます。3この規則が改訂された場合、以後のHarecaカードによる旅客の運送については、改訂された規則の定めるところによります。4この規則に定めのない事項については、別に定めるものによります。別に定めるものには、バスについては一般乗合旅客自動車運送事業の標準運送約款(昭和62年4月1日実施)、路面電車については軌道運輸規則(大正12年12月29日制定)があります。

(用語の定義) 第3条 この規則における主要用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。(1)「ストアードフェア(SF)」とは、ICカードに記録される金銭的価値で、専ら旅客運賃の支払いに充当するものといいます。(2)「Harecaカード」とは、各社が発売するストアードフェアの機能をもつICカード乗車券をいいます。(3)「チャージ」とは、ICカード乗車券に入金しSFを蓄えることとします。(4)「デポジット(預り金)」とは、ICカード乗車券の利用権の代価として取受するものをいいます。(5)「ICカードリーダー(R/W)」とは、電波によりICカード乗車券の情報を読み取りまたは、書き込みをするために、路面電車車内および、ICカード乗車券取り扱い窓口を設置する装置をいいます。(6)「購入時プレミア」とは、ICカード乗車券購入時に付与されている割増金をいいます。(7)「チャージ時プレミア」とは、ICカード乗車券にチャージした時に付与される割増金をいいます。(8)「利用総額プレミア」とは、ICカード乗車券による前月の利用総額に対して翌月の初回チャージ時に付与される割増金をいいます。

(Harecaカードの種類) 第4条 各社で利用できるHarecaカードの種類は「別表1」に定めます。

(契約の成立時期) 第5条 Harecaカードによる旅客との運送契約の成立時期は、Harecaカードを購入したときとします。2個別の運送契約の成立時期は、バス、路面電車車内のR/Wで乗車記録が生じたときとします。

(規則等の変更) 第6条 この規則およびこれに基づいて定められた規程は、予告なしに変更することがあります。

(旅客の同意) 第7条 旅客は、この規則およびこれに基づいて定められた規程を承認し、且つ、これに同意したものとします。

(使用方法) 第8条 Harecaカードを用いて乗車するときは乗車券ICカードリーダーにICカード乗車券をタッチさせ、降車するときは同一のHarecaカードにより降車口ICカードリーダーにタッチさせることで、運賃精算処理を行わなければならないとします。2HarecaカードのSF残額がご利用運賃に対して不足している場合は、当該Harecaカードにチャージもしくは、現金等をお支払いいただく旨を運転士に申し出るうえ、不足額を精算するものとします。

(取扱区間) 第9条 Harecaカードの取り扱い区間は、各社のICカード乗車券取り扱い路線(高速バス、定期観光バス路線は除く。)とします。

(発売箇所) 第10条 Harecaカードの販売は、各社のHarecaカード取り扱い窓口で行います。2各社の都合により、前項で定めた発売箇所以外で発売することがあります。

(制限事項等) 第11条 1回の乗車に対して、2枚以上のHarecaカードまたは、Harecaカードと共通利用を認める他事業者が発行するICカード乗車券を同時に使用することはできません。22枚以上のICカード乗車券を重ねてR/Wにふれた場合、不正に処理されない場合があります。必ず、Harecaカードまたは、共通利用を認める他事業者が発行するICカード乗車券1枚のみをR/Wにタッチしなければなりません。3次の各号の一に該当する場合には、Harecaカードを使用することはできません。(1) HarecaカードのSF残額が0円のととき。ただし、Hareca定期券はこれに含まれません。(2) Harecaカードの破損、R/Wの故障等によりHarecaカードの内容の読み取りが不能となったとき。4各社が「別表1」で定めるところによる記名式Harecaカードを記名本人以外が使用することはできません。5偽造、変造、または、不正に作成されたHarecaカードを使用することはできません。

(制限または停止) 第12条 旅客の運送等を円滑に行うため、必要に応じて次に掲げる制限または停止を行うことがあります。(1) 発売または再発行等の箇所、枚数、時間、方法の制限もしくは停止。(2) 乗車区間、乗車経路、乗車方法、もしくは乗車する車両の制限。2本条に基づくサービスの制限または停止に対し、各社はその責めを負いません。

## 第2章 基本事項

(Harecaカードの所有権) 第13条 Harecaカードの所有権は発行元である各社に帰属します。2Harecaカードが不要になったとき、およびそのHarecaカードを使用する資格を失ったときは、Harecaカードを返却しなければなりません。3各社の都合により、予告なく貸与したHarecaカードを交換することができるものとします。

(デポジット) 第14条 各社は、Harecaカードを発売するにあたり、Harecaカードを旅客に貸与するものとします。この場合、デポジットとして、Harecaカード1枚につき500円を申し受けます。2前項にかかわらず、デポジットの額を変更する場合があります。3Harecaカードを返却したときは、第18条および第26条に定める場合を除き、旅客に対してデポジットを返却します。4デポジットは旅客運賃等に充当するものではありません。

(チャージ) 第15条 旅客はHarecaカードに、Harecaカード取り扱い窓口及び、バス、路面電車車内ならびに自動精算機により、所定の金額をチャージすることができます。2Harecaカードのチャージ額は、「別表2」に定めます。

(お客さま登録) 第16条 旅客は、Harecaカードを購入した各社のHarecaカード取り扱い窓口にて、所定の用紙に各社が別に定める必要事項を記入することで、お客さま登録を行うことができます。その場合、公的証明書等の提示により、購入する旅客が当該Harecaカードの記名本人であることの証明が必要となります。なお、旅客はお客さま登録を行うことにより記名式Harecaカードの所持資格を有します。2なお、記念Harecaカードへのお客さま登録はできません。

(プレミア) 第17条 Harecaカードを購入時(購入時プレミア)、チャージ時(チャージ時プレミア)及び、利用月(1日から月末日まで)の翌月の初回チャージ時(利用総額プレミア)にそれぞれプレミアを付与します。2プレミア付与額は、「別表3」に定めます。3利用総額プレミアは、利用月の翌月にチャージしない場合は付与されません。

(Harecaカードの失効) 第18条 Harecaカードの交換、SFの使用、チャージまたは有効期限の更新のいずれかの取り扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取り扱いがなされなかったときには、当該Harecaカードは失効します。2前項により失効したHarecaカード内のSF残額およびデポジットの返金を請求することはできません。

(SF利用履歴の確認) 第19条 旅客はHarecaカードの利用履歴を、各社のHarecaカード取り扱い窓口にて、次の各号の定めるとおり確認することができます。2利用履歴は、照会日より過去6か月を限度として確認ならびに印字することができます。320件を越える利用履歴の確認ならびに印字する場合は、履歴確認手数料としてHarecaカード1枚につき、「別表5」に定める手数料を現金で申し受けます。4利用履歴による確認内容は、SF利用日時、SF利用金額、SF残額、取り扱い箇所です。5お客さまの個人情報登録されたHarecaカードの利用履歴は、記名本人以外への開示は致しません(開示の際には本人であることの証明が必要です)。6正常に処理されなかった利用履歴は確認できません。

(機器故障の故障等) 第20条 万が一、機器類(バス、路面電車車内のR/W等)が故障した場合は、乗車区間の運賃はICカード乗車券以外の現金等により支払うものとします。

### 第3章 Harecaカード

- (Harecaカードの所持資格) 第21条 Harecaカードの所持資格は「別表4」に定めます。2記名式Harecaカードの資格を所持するには、第16条のお客さま登録が必要です。
- (発売額) 第22条 Harecaカードの発売額は2,000円(デポジット500円含む)とします。2前項にかかわらず、発売額を変更することがあります。
- (有効期限) 第23条 Harecaカードの有効期限は、「別表4」に定めるものとし、更新手続きは、Harecaカードを購入した各社のHarecaカード取り扱い窓口において、更新期限の14日前より受け付けます。
- (運賃の減算) 第24条 Harecaカードを利用する場合には、降車時に当該乗車区間の普通旅客運賃をHarecaカード内のSF金額より減額します。
- (効力) 第25条 Harecaカードは、片道1回の乗車に限り有効とします。なお、各社が別に定める直通運賃適用区間での利用の場合はこの限りではありません。2途中下車の取り扱いを行います。3「別表1」の記名式Harecaカードは、記名本人のみ使用することができます。4「児、割引運賃適用のおよび複数人ご利用の場合は、降車時にHarecaカードをPWCタッチする前に運転士に、その旨を申し出なければなりません。但し、小児用Harecaカード所持者についてはこの限りではありません。
- (無効となる場合) 第26条 Harecaカードは、次の各号の一に該当する場合は無効として回収します。また、デポジットは返却しません。(1)偽造、変造または不正に作成されたHarecaカードを所持している場合。(2)その他不正乗車の手段として使用した場合。(不正使用等に対する旅客運賃・割増運賃の収受等) 第27条 第26条の各号の一に該当する場合は、乗車区間の普通旅客運賃と、その2倍以内の割増運賃をあわせて申し受けます。2前項の規定により旅客運賃・割増運賃を申し受ける場合において、乗車電車停留場が判明しないときは当該運行系統の始発のバス停留所または、電車停留場から乗車したものと取り扱います。
- (再発行) 第28条 Harecaカードは次の各号の条件を満たす場合に限り、購入された各社のHarecaカード取り扱い窓口にて、紛失あるいは盗難にあったHarecaカードの使用停止措置を行い、再発行を受けることができます。(1)第16条によりお客さま登録手続きが完了していること。(2)申込書を提出すると及び再発行を行う際には、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該Harecaカードの記名本人であることを証明できること。(3)再発行を行う前に、Harecaカードの処理が可能となる全ての機器に対して当該Harecaカードの使用停止措置が完了していること。2前項により再発行の取り扱いを行う場合は、Harecaカード1枚につき、「別表5」に定める手数料ならびに、デポジット500円を現金にて申し受けます。3再発行は、使用停止手続日を除く3日目を以降、再発行手続き時点でのSF残額にもとづき行います。ただし、SF残額が200円以下の場合における再発行手数料は、第31条の4の取り扱いによります。4使用停止手続きを受けた後、これを取消することはできません。
- (障害再発行) 第29条 Harecaカードが破損等により使用できなくなった場合には、購入先各社のHarecaカード取り扱い窓口にて申請することにより、当該HarecaカードのSF残額と同額のHarecaカードの再発行を受け付けることができます。ただし、裏面に刻印されたカード番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取り扱いを行いません。2前項より障害再発行の取り扱いを行う場合は、Harecaカード1枚につき、「別表5」に定める手数料ならびに、デポジット500円を現金にて申し受けます。ただし、旅客に真のものはこの限りではありません。3故意又は重大なる過失によるHarecaカードの破損等については、障害再発行の取り扱いを行いません。
- (各社の免責事項) 第30条 紛失あるいは盗難にあったHarecaカードの使用停止措置が完了するまでに、当該Harecaカードの払い戻しならびに解約、SFの使用等で生じた損害額については、各社はその責を負いません。
- (払い戻し・解約) 第31条 旅客はHarecaカード内のSF残額の払い戻しまたは解約を行う場合、購入された各社のHarecaカード取り扱い窓口へ申し出ることにより、払い戻しを受けることができます。この場合、所定の申込書を提出し、且つ公的証明書等の提示により、払い戻しを請求する旅客が当該Harecaカードの記名本人もしくは、所定の申込書を提出した本人であることが証明された場合に限ります。2前項より払い戻しまたは解約の取り扱いを行う場合は、Harecaカード1枚につき、「別表5」に定める手数料を現金にて申し受けます。3SF残額のうちフリーミアム相当額が払い戻しの対象となります。4SF残額が200円以下の場合には、そのSF残額と手数料を相殺するものとします。5解約する場合は、購入先各社のHarecaカード取り扱い窓口にて当該Harecaカードを返却することで、デポジット500円を現金にて受け取ることができます。
- (誕生日割引) 第32条 記名式Harecaカードでは、お客さま登録されている誕生日情報にもとづき運賃を割引きます。2お客さま登録されている誕生日以降3日間について、利用回数に制限無く1乗車につき大人50円、小児20円を、降車時、普通旅客運賃より割引きます。3前項にかかわらず、割引適用期間、割引額を変更する場合があります。

### 第4章 Hareca定期券

- (Hareca定期券の種類) 第33条 Hareca定期券の種類は「別表6」に定めます。
- (発売) 第34条 弊社のHarecaカード取り扱い窓口にて所定の用紙に必要事項を記入し提出した旅客に対し、発売条件に適用した第33条「別表5」に定める定期券サービスを提供したHareca定期券を発売します。なお、既に弊社が発売するHarecaカードをHareca定期券としてもご利用いただけます。
- (通用区間外利用の取り扱い) 第35条 有効期間内のHareca定期券を使用し、券面表示区間外を乗車された場合は、当該乗車区間は別途乗車として取り扱い、別途乗車区間の普通運賃を申し受けます。なお、Hareca定期券にSF残額を使用する場合は、降車時に当該乗車区間の普通旅客運賃相当額をSF残額より優先的に減額します。また、Hareca定期券のSF残額がご利用期間に対して不足する場合は、第8条の2の取り扱いによります。
- (有効期間外利用での取り扱い) 第36条 有効期間の開始前あるいは有効期間の終了翌日以降のHareca定期券は、定期券としての効力を失い、SF残額がある場合には、これより乗車区間に対する普通運賃を申し受けます。
- (券面の再印字) 第37条 券面表面記載事項の判別不能となつたHareca定期券は使用することができません。2券面記載の判別が不能となつたHareca定期券は、弊社のHarecaカード取り扱い窓口にて券面記載事項の再印字を受けることができます。
- (無効となる場合) 第38条 Harecaカードは、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収します。また、デポジットの返却も行いません。(1)Hareca定期券発行人以外が使用した場合(ただし、持参人定期券は除きます)。(2)偽造、変造または不正に作成されたHareca定期券を使用もしくは所持している場合。(3)その他不正乗車の手段として使用した場合。
- (不正使用等に対する旅客運賃・割増運賃の収受等) 第39条 第38条の各号の一に該当する場合は、別に定める弊社営業規則により旅客運賃・割増運賃を申し受けます。
- (再発行) 第40条 Hareca定期券が紛失あるいは盗難にあった場合、弊社のHarecaカード取り扱い窓口にて再発行手続きを申請した旅客に対し、同一乗車時のHareca定期券の再発行を行います。2前項より再発行の取り扱いを行う場合は、Hareca定期券1枚につき、「別表5」に定める手数料ならびに、デポジット500円を現金にて申し受けます。3再発行を行うHareca定期券内のSF残額は、第28条の取り扱いによります。ただし、デポジット500円を申し受けません。4なお、使用停止手続き完了後にこれを取り消すことはできません。
- (破損再発行) 第41条 破損ならびにHarecaカード本体の不具合等によりHareca定期券が利用できなくなったことにより、当該Hareca定期券を購入した弊社のHarecaカード取り扱い窓口にて破損再発行手続きを申請した旅客に対し、同一乗車時のHareca定期券の再発行を行います。2破損等の責めが明確である場合であつて前項により破損再発行の取り扱いを行う場合は、Hareca定期券1枚につき、「別表5」に定める手数料ならびに、デポジット500円を現金にて申し受けます。3なお、使用停止手続き完了後にこれを取り消すことはできません。
- (払い戻し・解約) 第42条 旅客はHareca定期券が必要なくなった場合は、当該Hareca定期券を購入した弊社のHarecaカード取り扱い窓口へ申し出ることにより、当社営業規則により払い戻しを受けることができます。2前項より払い戻しまたは解約の取り扱いを行う場合は、Hareca定期券1枚につき、「別表5」に定める手数料を現金にて申し受けます。3Hareca定期券の解約を行う場合は、第31条の5の取り扱いによります。
- (制限事項) 第43条 Hareca定期券内のSF残額を利用しての複数人のご利用はできません。

付 則  
この規則は、平成18年10月1日から施行する。

付 則(平成20年7月1日改正)

第18条の2、第19条の3、第27条の2、第28条、第28条の2、第28条の3、第29条の2、第30条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第33条、第34条、第33条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条および、別表5、別表6の改正規則は、平成20年7月1日より施行する。

別表1 Harecaカードの種類

種類		解説
Harecaカード	大人用	記名式(※1) 無記名式 記念(※2)
	小人用	記名式(※1)
		一般大人の方を対象としたSFカード機能を持つ乗車券
		12歳未満の小児の方を対象としたSFカード機能を持つ乗車券

※1 記名式とは、お客さま登録されたHarecaカードをいいます。※2 記念Harecaカードはお客さま登録できません。

別表2 Harecaカードのチャージ額

窓口の種類	1回あたりのチャージ取扱額
Harecaカード取扱い窓口	1,000円単位でチャージすることができる。 ただし、1枚あたりのSF残高は20,000円を超えることはできない。
※自動増機	
※バス車内・路面電車内	

※ チャージ額は、4種類(1,000円、3,000円、5,000円、10,000円)となります。

別表3 Harecaカードプレミア付与額

プレミアの種類	付与の時期	率
購入時プレミア	購入時	8%
チャージ時プレミア	チャージ時	8%

プレミアの種類	付与の時期	前月の使用額	プレミア付与率
利用総額 プレミア(※)	前月の使用額に 対して翌月の初回 チャージの際	0円から 1,000円に対して	0%
		1,010円から 7,000円に対して	2%
		7,010円から 9,000円に対して	6%
		9,010円から 11,000円に対して	8%
		11,000円以上	10%

※ 利用総額プレミアでの10円未満の端数は切り捨てとなります。

別表4 Harecaカードの所持資格と有効期限

種類		所持資格/有効期限	
Hareca カード	大人用	記名式(※)	なし
		無記名式	なし
		記念	なし
	小人用	記名式(※)	年齢12歳到達後、 最初の3月31日まで

※ 記名式とは、お客さま登録を受けたカードをいいます。

別表5 Harecaカードの手数料の種類と額

手数料の種類	バス	路面電車
Harecaカード履歴確認手数料	200円	200円
Harecaカード再発行手数料	200円	200円
Harecaカード障害再発行手数料	200円	200円
Harecaカード払い戻し手数料	200円	200円
Harecaカード解約手数料	200円	200円
Hareca定期券再発行手数料	500円	300円
Hareca定期券破損再発行手数料	500円	300円
Hareca定期券払い戻し手数料	500円	300円
Hareca定期券解約手数料	500円	300円

別表6 Hareca定期券の種類

種類		解説		
Hareca 定期券	通勤	大人用	大人の方を対象としたHarecaカード機能を持つ定期券	
		小児用(※)	通学を利用目的としない小学生以下の小児を対象としたHarecaカード機能を持つ定期券	
		大人特割用	特別割引が適用される大人の方を対象としたHarecaカード機能を持つ定期券	
	通勤(企業)	大人用	企業、各種団体等において共同一括購入を条件としたHarecaカード機能を持つ定期券	
		通学	大人用	通学を利用目的とした学生を対象としたHarecaカード機能を持つ定期券
			小児用	通学を利用目的とした小学生以下の小児を対象としたHarecaカード機能を持つ定期券
	大人特割用		通学を利用目的とした特別割引が適用される学生を対象としたHarecaカード機能を持つ定期券	
	サマー キッズ	中学生用	中学生を対象とした7月20日～8月31日までの間を有効期限とするHarecaカード機能を持つ定期券	
		小学生用	小学生以下の小児を対象とした7月20日～8月31日までの間を有効期限とするHarecaカード機能を持つ定期券	
ことぶき	大人用	年齢70歳以上の方を対象としたHarecaカード機能を持つ定期券		
持参人	持参人用	使用者を特定しないHarecaカード機能を持つ定期券		

※ 路面電車定期券での取扱いはありません。